	質問	回答	FAQ該当箇所
1	印刷したチラシの広報費 (新聞折込など) は印刷費として計上できるか。	計上できる。	
2	イベントにおいて出店団体が本を販売することは 認められるか。	認められる。	
3	出店団体への交通費は経費計上できるか。	計上できるが、出店団体はどこから来てもらうのか、もしくは来てもらう想定なのかを申請時に事業計画書もしくは収支予算書等に記載いただくのが望ましい。	
4	機材の購入は最大5万円(税込)までが補助対象だが、この金額内の機材は複数購入してもよいか。 それとも購入機材の合計金額が5万円(税込)までということか。	単価が5万円以内であれば複数購入も可能。	
5	運営側ではない参加者についても旅費交通費として補助対象になるか。	本補助金を運営側のボランティアに謝金や交通費 として充てていただくことはできるが、提供する 居場所やイベントの参加者へ支払うものに充てる ことはできない。	
6	支給した交通費の領収書には参加者の直筆サインがあれば問題ないか。	運営側へ支払うものについては押印もしくは直筆 サインの領収書で問題ない。	
7	予算としては、想定される参加者数と平均的な交 通費の積を毎月積めばよいか。	運営側へ支払うものについては、予算書上は申請 時に想定される金額で記載いただければ良い。	
8	書籍の購入に充てたいが、書籍の購入費としてある程度の予算を組んでおき、後ほど購入する書籍を決めるという対応は可能か。		募集要領p15 No.9
9	活動内容に沿った雑誌の定期購読に充てることは可能か。	定期購読誌に充てることは可能だが、活動にどのように利用されるのかは計画書等で記載されることが望ましい。	
10	従来の場所に加えて4月からは新たに違う場所で 子供の居場所を開催したいと考えているが両方の 居場所について申請することはできるか。	1団体1事業で申請と考えているが、こどもの居場所作り事業として一体的に申請することは可能。ただし、最終的に採択にあたっては審査を経ることになる。	募集要領p16 No.33